



①公正証書遺言書があり遺言執行者による払戻請求の場合にご用意いただく書類です。

|                     | 必要書類等   | 準備されるにあたっての注意事項   | 備考  | 確認欄 |
|---------------------|---|---|---|-----|
| 1                   | 公正証書遺言書   | 遺言書の正本（謄本）が必要です。  |   |     |
| 2                   | 遺言執行者選任の審判書、謄本  | 遺言書上で遺言執行者の指定がある場合は、不要です。<br>指定があっても遺言執行者が現存しない等で利害関係人の請求によって家庭裁判所が遺言執行者を選任した場合は、必要です。                                | 遺言執行者選任の手続きは、家庭裁判所で行い、各種書類をお取り寄せください。                     |     |
| 3                   | 相続手続依頼書   | 遺言執行者が署名・実印での捺印をお願い致します。  | 当庫窓口にてお受け取りください。遠方の方はご郵送いたします。                            |     |
| AまたはBのいずれかをご用意ください。 |   |   |   |     |
| 4                   | A：<br>亡くなられた方の戸籍謄本（全部事項証明書）<br>除籍謄本（除籍全部事項証明書）<br>改製原戸籍謄本など               | 亡くなられた方の除籍の記載があるものをご用意願います。<br><br>戸籍謄本の請求について、遠方の場合は、郵送にて取寄せをお願いいたします。   | 最寄りの市町村役場でお取り寄せください。                                      |     |
|                     | B：<br>登記所（法務局）発行の認証文付き法定相続情報一覧図   | 法定相続人または代理人が法定相続情報一覧図を作成し、本籍地または住所地管轄の登記所（法務局）で確認、保管の手続きが必要となります。   | 保管の手続きを行った登記所（法務局）でお取り寄せください。                             |     |
| 5                   | 遺言執行者の印鑑登録証明書（原則発行日から6ヶ月以内）   | 遺言執行者のものをご用意ください。<br><br>・遺言執行者が弁護士の場合は弁護士会発行の印鑑登録証明書の提出をお願いいたします。<br><br>・遺言執行者が信託会社の場合は会社の資格証明と印鑑登録証明書の提出をお願いいたします。 | 現住所の市町村役場でお取り寄せください。<br><br>マイナンバーカードをお持ちの方はコンビニでも発行できます。 |     |
| 6                   | <預金の場合><br>預金通帳・証書・キャッシュカード<br><貸金庫の場合><br>鍵・カード<br><カードローンの場合><br>ローンカード | 通帳・証書・カードなどをご用意ください。  |   |     |
|                     |   | 別途解約届が必要です。<br>マル優・当座預金・カードローン・公共債・投資信託   |   |     |
| 7                   | 遺言執行者の実印・本人確認書類   | 預金等の払出時は、実印が必要です。   |   |     |

②公正証書遺言書があり受遺者による払戻請求の場合にご用意いただく書類です。

|                     | 必要書類等                                      | 準備されるにあたっての注意事項   | 備考  | 確認欄 |
|---------------------|--|---|---|-----|
| 1                   | 公正証書遺言書                                    | 遺言書の正本（謄本）が必要です。  |   |     |
| 2                   | 相続手続依頼書                                    | 相続人・受遺者全員の署名・実印での捺印をお願いいたします。   | 当庫窓口にてお受け取りください。遠方の方はご郵送いたします。                        |     |
| AまたはBのいずれかをご用意ください。 |  |   |   |     |
| 3                   | A：<br>亡くなられた方の戸籍謄本<br>（全部事項証明書）<br>除籍謄本    | 生まれた時からお亡くなりになった時まで続いている戸籍謄本を全てをご用意願います。  | 最寄りの市町村役場でお取り寄せください。                                  |     |
|                     | 除籍謄本<br>（除籍全部事項証明書）                        | 既にお亡くなりになっている相続人については別途戸籍謄本をお願いすることがあります。   |   |     |
|                     | 改製原戸籍謄本など                                  | 戸籍謄本の請求について、遠方の場合は、郵送にて取寄せをお願いいたします。  |   |     |
|                     | 相続人の戸籍謄本<br>（全部事項証明書）                      | 亡くなられた方の戸籍謄本で確認が取れない相続人の方は、相続関係が確認できる戸籍謄本をご用意ください。  |   |     |
|                     | B：<br>登記所（法務局）発行の認証<br>文付き法定相続情報一覧図        | 法定相続人または代理人が法定相続情報一覧図を作成し、本籍地または住所地管轄の登記所（法務局）で確認、保管の手続きが必要となります。                             | 保管の手続きを行った登記所（法務局）でお取り寄せください。                         |     |
| 4                   | 相続人・受遺者の印鑑登録証明書<br>（原則発行日から6ヶ月以内）          | 受遺者のものをご用意ください。<br>海外に居住している方で印鑑登録証明書が発行されない方、または、発行できない方は、その居住している国の大使館、領事館で発行するサイン証明書が必要です。 | 現住所の市町村役場でお取り寄せください。<br>マイナンバーカードをお持ちの方はコンビニでも発行できます。 |     |
| 5                   | <預金の場合><br>預金通帳・証書・<br>キャッシュカード            | 通帳・証書・カードなどをご用意ください。  |   |     |
|                     | <貸金庫の場合><br>鍵・カード<br><カードローンの場合><br>ローンカード | 別途解約届が必要です。<br>マル優・当座預金・カードローン・公共債・投資信託   |   |     |
| 6                   | 受遺者の実印・<br>本人確認書類                          | 預金等の払出時は、実印が必要です。   |   |     |

③自筆証書遺言書があり遺言執行者による払戻請求の場合にご用意いただく書類です。

|                     | 必要書類等   | 準備されるにあたっての注意事項   | 備考  | 確認欄 |
|---------------------|---|---|---|-----|
| 1                   | 自筆証書遺言書   | 自筆証書遺言書の原本が必要です。  |   |     |
| 2                   | 遺言書検認調書謄本   | 家庭裁判所が作成した遺言書検認調書謄本の提出をお願い致します。   | 検認手続きは、家庭裁判所で行い、各種書類をお取り寄せください。                           |     |
| 3                   | 遺言執行者選任の審判書、謄本  | 遺言書上で遺言執行者の指定がある場合は、不要です。<br>指定があっても遺言執行者が現存しない等で利害関係人の請求によって家庭裁判所が遺言執行者を選任した場合は、必要です。                              | 遺言執行者選任の手続きは、家庭裁判所で行い、各種書類をお取り寄せください。                     |     |
| 4                   | 相続手続依頼書   | 遺言執行者が署名・実印での捺印をお願い致します。  | 当庫窓口にてお受け取りください。遠方の方はご郵送いたします。                            |     |
| AまたはBのいずれかをご用意ください。 |   |   |   |     |
| 5                   | A：<br>亡くなられた方の戸籍謄本<br>(全部事項証明書)<br>除籍謄本<br>(除籍全部事項証明書)<br>改製原戸籍謄本など       | 亡くなられた方の除籍の記載があるものをご用意願います。<br><br>戸籍謄本の請求について、遠方の場合は、郵送にて取寄せをお願いいたします。   | 最寄りの市町村役場でお取り寄せください。                                      |     |
|                     | B：<br>登記所(法務局)発行の認証文付き法定相続情報一覧図   | 法定相続人または代理人が法定相続情報一覧図を作成し、本籍地または住所地管轄の登記所(法務局)で確認、保管の手続きが必要となります。   | 保管の手続きを行った登記所(法務局)でお取り寄せください。                             |     |
| 6                   | 遺言執行者の印鑑登録証明書<br>(原則発行日から6ヶ月以内)   | 遺言執行者のものをご用意ください。<br><br>・遺言執行者が弁護士の場合は弁護士会発行の印鑑登録証明書の提出をお願い致します。<br><br>・遺言執行者が信託会社の場合は会社の資格証明と印鑑登録証明書の提出をお願い致します。 | 現住所の市町村役場でお取り寄せください。<br><br>マイナンバーカードをお持ちの方はコンビニでも発行できます。 |     |
| 7                   | <預金の場合><br>預金通帳・証書・キャッシュカード<br><貸金庫の場合><br>鍵・カード<br><カードローンの場合><br>ローンカード | 通帳・証書・カードなどをご用意ください。  |   |     |
|                     |   | 別途解約届が必要です。<br>マル優・当座預金・カードローン・公共債・投資信託   |   |     |
| 8                   | 遺言執行者の実印・本人確認書類   | 預金等の払出時は、実印が必要です。   |   |     |

④自筆証書遺言書があり受遺者による払戻請求の場合にご用意いただく書類です。

|                     | 必要書類等   | 準備されるにあたっての注意事項   | 備考  | 確認欄 |
|---------------------|---|---|---|-----|
| 1                   | 自筆証書遺言書   | 自筆証書遺言書の原本が必要です。  |   |     |
| 2                   | 遺言書検認調書謄本   | 家庭裁判所が作成した遺言書検認調書謄本の提出をお願い致します。   | 検認手続きは、家庭裁判所で行い、各種書類をお取り寄せください。                       |     |
| 3                   | 相続手続依頼書   | 相続人・受遺者全員の署名・実印での捺印をお願いいたします。   | 当庫窓口にてお受け取りください。遠方の方はご郵送いたします。                        |     |
| AまたはBのいずれかをご用意ください。 |   |   |   |     |
| 4                   | A：<br>亡くなられた方の戸籍謄本<br>(全部事項証明書)<br>除籍謄本                                       | 生まれた時からお亡くなりになった時まで続いている戸籍謄本を全てご用意願います。   | 最寄りの市町村役場でお取り寄せください。                                  |     |
|                     | 除籍謄本<br>(除籍全部事項証明書)   | 既にお亡くなりになっている相続人については別途戸籍謄本をお願いすることがあります。   |   |     |
| 4                   | 改製原戸籍謄本など   | 戸籍謄本の請求について、遠方の場合は、郵送にて取寄せをお願いいたします。  |   |     |
|                     | 相続人の戸籍謄本<br>(全部事項証明書)   | 亡くなられた方の戸籍謄本で確認が取れない相続人の方は、相続関係が確認できる戸籍謄本をご用意ください。  |   |     |
|                     | B：<br>登記所（法務局）発行の認証<br>文付き法定相続情報一 覧図  | 法定相続人または代理人が法定相続情報一 覧図を作成し、本籍地または住所地管轄の登記所（法務局）で確認、保管の手続きが必要となります。                            | 保管の手続きを行った登記所（法務局）でお取り寄せください。                         |     |
| 5                   | 相続人・受遺者の印鑑登録証明書<br>(原則発行日から6ヶ月以内)   | 受遺者のものをご用意ください。<br>海外に居住している方で印鑑登録証明書が発行されない方、または、発行できない方は、その居住している国の大使館、領事館で発行するサイン証明書が必要です。 | 現住所の市町村役場でお取り寄せください。<br>マイナンバーカードをお持ちの方はコンビニでも発行できます。 |     |
| 6                   | <預金の場合><br>預金通帳・証書・<br>キャッシュカード<br><貸金庫の場合><br>鍵・カード<br><カードローンの場合><br>ローンカード | 通帳・証書・カードなどをご用意ください。  |   |     |
|                     |   | 別途解約届が必要です。<br>マル優・当座預金・カードローン・公共債・投資信託   |   |     |
| 7                   | 受遺者の実印・<br>本人確認書類   | 預金等の払出時は、実印が必要です。   |   |     |

⑤相続人がおひとりの場合にご用意いただく書類です。

|                     | 必要書類等  | 準備されるにあたっての注意事項   | 備考  | 確認欄 |
|---------------------|--|---|---|-----|
| 1                   | 相続手続依頼書  | 相続人の署名・実印での捺印をお願いいたします。   | 当庫窓口にてお受け取りください。遠方の方はご郵送いたします。                            |     |
| AまたはBのいずれかをご用意ください。 |  |   |   |     |
| 2                   | A：<br>亡くなられた方の戸籍謄本<br>(全部事項証明書)<br><br>除籍謄本<br>(除籍全部事項証明書)<br><br>改製原戸籍謄本など<br><br>相続人の戸籍謄本<br>(全部事項証明書) | 生まれた時からお亡くなりになった時まで続いている戸籍謄本を全てをご用意願います。<br><br>既にお亡くなりになっている相続人については別途戸籍謄本をお願いすることがあります。<br><br>戸籍謄本の請求について、遠方の場合は、郵送にて取寄せをお願いいたします。<br><br>亡くなられた方の戸籍謄本で確認が取れない相続人の方は、相続関係が確認できる戸籍謄本をご用意ください。 | 最寄りの市町村役場でお取り寄せください。                                      |     |
|                     | B：<br>登記所（法務局）発行の認証文付き法定相続情報一覧図  | 法定相続人または代理人が法定相続情報一覧図を作成し、本籍地または住所地管轄の登記所（法務局）で確認、保管の手続きが必要となります。   | 保管の手続きを行った登記所（法務局）でお取り寄せください。                             |     |
| 3                   | 相続人の印鑑登録証明書<br>(原則発行日から6ヶ月以内)  | 相続人のものが1通必要です。<br><br>海外に居住している方で印鑑登録証明書が発行されない方、または、発行できない方は、その居住している国の大使館、領事館で発行するサイン証明書が必要です。  | 現住所の市町村役場でお取り寄せください。<br><br>マイナンバーカードをお持ちの方はコンビニでも発行できます。 |     |
| 4                   | <預金の場合><br>預金通帳・証書・キャッシュカード<br><貸金庫の場合><br>鍵・カード<br><カードローンの場合><br>ローンカード                                | 通帳・証書・カードなどをご用意ください。  |   |     |
|                     |  | 別途解約届が必要です。<br>マル優・当座預金・カードローン・公共債・投資信託   |   |     |
| 5                   | 相続人の実印、※取引印<br>本人確認書類  | 預金等の払出時は、実印が必要です。   | ※名義変更によりお取引を引き継がれる場合は、取引印の届出が必要となります。                     |     |

⑥<遺産分割協議前>相続人が複数の場合にご用意いただく書類です。

|                     | 必要書類等  | 準備されるにあたっての注意事項   | 備考  | 確認欄 |
|---------------------|--|---|---|-----|
| 1                   | 相続手続依頼書  | 「相続人全員」の署名・実印での捺印をお願いいたします。   | 当庫窓口にてお受け取りください。遠方の方はご郵送いたします。                            |     |
| AまたはBのいずれかをご用意ください。 |  |   |   |     |
| 2                   | A：<br>亡くなられた方の戸籍謄本<br>(全部事項証明書)<br><br>除籍謄本<br>(除籍全部事項証明書)<br><br>改製原戸籍謄本など<br><br>相続人の戸籍謄本<br>(全部事項証明書) | 生まれた時からお亡くなりになった時まで続いている戸籍謄本を全てをご用意願います。<br><br>既にお亡くなりになっている相続人については別途戸籍謄本をお願いすることがあります。<br><br>戸籍謄本の請求について、遠方の場合は、郵送にて取寄せをお願いいたします。<br><br>亡くなられた方の戸籍謄本で確認が取れない相続人の方は、相続関係が確認できる戸籍謄本をご用意ください。 | 最寄りの市町村役場でお取り寄せください。                                      |     |
|                     | B：<br>登記所（法務局）発行の認証文付き法定相続情報一覧図  | 法定相続人または代理人が法定相続情報一覧図を作成し、本籍地または住所地管轄の登記所（法務局）で確認、保管の手続きが必要となります。   |   |     |
| 3                   | 相続人の印鑑登録証明書<br>(原則発行日から6ヶ月以内)  | 相続人全員について各1通ずつ必要です。海外に居住している方で印鑑登録証明書が発行されない方、または、発行できない方は、その居住している国の大使館、領事館で発行するサイン証明書が必要です。   | 現住所の市町村役場でお取り寄せください。<br><br>マイナンバーカードをお持ちの方はコンビニでも発行できます。 |     |
| 4                   | <預金の場合><br>預金通帳・証書・<br>キャッシュカード  | 通帳・証書・カードなどをご用意ください。  |   |     |
|                     | <貸金庫の場合><br>鍵・カード<br><br><カードローンの場合><br>ローンカード   | 別途解約届が必要です。<br>マル優・当座預金・カードローン・公共債・投資信託   |   |     |
| 5                   | 相続人の実印・<br>本人確認書類  | 預金等の払出時は、実印が必要です。   |   |     |

⑦<遺産分割協議後>遺産分割協議書が作成済の場合にご用意いただく書類です。

|                     | 必要書類等  | 準備されるにあたっての注意事項   | 備考  | 確認欄 |
|---------------------|--|---|---|-----|
| 1                   | 遺産分割協議書  | 遺産分割協議書の原本が必要です。<br>*未成年者の相続人が遺産分割協議する場合は、特別代理人の選任が必要で特別代理人の署名・実印での捺印をお願い致します。  | 特別代理人の選任は、家庭裁判所に請求します。                                    |     |
| 2                   | 相続手続依頼書  | 原則として「相続人全員」の署名・実印での捺印をお願いいたします。<br>ただし、遺産分割協議書により、当金庫預金の相続人が特定されていれば特定相続人の署名・実印の捺印のみで可です。  | 当庫窓口にてお受け取りください。遠方の方はご郵送いたします。                            |     |
| AまたはBのいずれかをご用意ください。 |  |   |   |     |
| 3                   | A：<br>亡くなられた方の戸籍謄本<br>(全部事項証明書)<br><br>除籍謄本<br>(除籍全部事項証明書)<br><br>改製原戸籍謄本など<br><br>相続人の戸籍謄本<br>(全部事項証明書) | 生まれた時からお亡くなりになった時まで続いている戸籍謄本を全てをご用意願います。<br><br>既にお亡くなりになっている相続人については別途戸籍謄本をお願いすることがあります。<br><br>戸籍謄本の請求について、遠方の場合は、郵送にて取寄せをお願いいたします。<br><br>亡くなられた方の戸籍謄本で確認が取れない相続人の方は、相続関係が確認できる戸籍謄本をご用意ください。 | 最寄りの市町村役場でお取り寄せください。                                      |     |
|                     | B：<br>登記所（法務局）発行の認証文付き法定相続情報一覧図  | 法定相続人または代理人が法定相続情報一覧図を作成し、本籍地または住所地管轄の登記所（法務局）で確認、保管の手続きが必要となります。   | 保管の手続きを行った登記所（法務局）でお取り寄せください。                             |     |
| 4                   | 相続人の印鑑登録証明書<br>(原則発行日から6ヶ月以内)  | 相続人全員について各1通ずつ必要です。<br>海外に居住している方で印鑑登録証明書が発行されない方、または、発行できない方は、その居住している国の大使館、領事館で発行するサイン証明書が必要です。<br>*特別代理人がいる場合は特別代理人についても必要となります。   | 現住所の市町村役場でお取り寄せください。<br><br>マイナンバーカードをお持ちの方はコンビニでも発行できます。 |     |
| 5                   | <預金の場合><br>預金通帳・証書・<br>キャッシュカード<br><貸金庫の場合><br>鍵・カード   | 通帳・証書・カードなどをご用意ください。  |   |     |
|                     | <カードローンの場合><br>ローンカード  | 別途解約届が必要です。<br>マル優・当座預金・カードローン・公共債・投資信託   |   |     |
| 6                   | 相続人の実印、※取引印<br>本人確認書類  | 預金等の払出時は、実印が必要です。   | ※名義変更によりお取引を引き継がれる場合は、取引印の届出が必要となります。                     |     |

⑧<遺産分割協議後>遺産分割協議書が未作成の場合にご用意いただく書類です。

|                     | 必要書類等                                      | 準備されるにあたっての注意事項   | 備考  | 確認欄 |
|---------------------|--|---|---|-----|
| 1                   | 相続手続依頼書                                    | 「相続人全員」の署名・実印での捺印をお願いいたします。<br>相続預金を明示し、名義変更する場合は、相続人の記入をしてください。<br>*未成年者の相続人が遺産分割協議する場合は、特別代理人の選任が必要です。<br>特別代理人の署名・実印での捺印をお願いいたします。 | 当庫窓口にてお受け取りください。遠方の方はご郵送いたします。                            |     |
| AまたはBのいずれかをご用意ください。 |  |   |   |     |
| 2                   | A：<br>亡くなられた方の戸籍謄本<br>(全部事項証明書)            | 生まれた時からお亡くなりになった時まで続いている戸籍謄本を全てご用意願います。   | 最寄りの市町村役場でお取り寄せください。                                      |     |
|                     | 除籍謄本<br>(除籍全部事項証明書)                        | 既にお亡くなりになっている相続人については別途戸籍謄本をお願いすることがあります。   |   |     |
| 2                   | 改製原戸籍謄本など                                  | 戸籍謄本の請求について、遠方の場合は、郵送にて取寄せをお願いいたします。  |   |     |
|                     | 相続人の戸籍謄本など<br>(全部事項証明書)                    | 亡くなられた方の戸籍謄本で確認が取れない相続人の方は、相続関係が確認できる戸籍謄本をご用意ください。  |   |     |
|                     | B：<br>登記所(法務局)発行の認証<br>文付き法定相続情報一覧図        | 法定相続人または代理人が法定相続情報一覧図を作成し、本籍地または住所地管轄の登記所(法務局)で確認、保管の手続きが必要となります。   | 保管の手続きを行った登記所(法務局)でお取り寄せください。                             |     |
| 3                   | 相続人の印鑑登録証明書<br>(原則発行日から6ヶ月以内)              | 相続人全員について各1通ずつ必要です。<br>海外に居住している方で印鑑登録証明書が発行されない方、または、発行できない方は、その居住している国の大使館、領事館で発行するサイン証明書が必要です。<br>*特別代理人がいる場合は特別代理人についても必要となります。   | 現住所の市町村役場でお取り寄せください。<br><br>マイナンバーカードをお持ちの方はコンビニでも発行できます。 |     |
| 4                   | <預金の場合><br>預金通帳・証書・<br>キャッシュカード            | 通帳・証書・カードなどをご用意ください。  |   |     |
|                     | <貸金庫の場合><br>鍵・カード<br><カードローンの場合><br>ローンカード | 別途解約届が必要です。<br>マル優・当座預金・カードローン・公共債・投資信託   |   |     |
| 5                   | 相続人の実印、※取引印<br>本人確認書類                      | 預金等の払出時は、実印が必要です。   | ※名義変更によりお取引を引き継がれる場合は、取引印の届出が必要となります。                     |     |

⑨家庭裁判所の調停調書による場合にご用意いただく書類です。

|   | 必要書類等   | 準備されるにあたっての注意事項  | 備考  | 確認欄 |
|---|---|--|---|-----|
| 1 | 調停調書  | 調停調書正本または、謄本が必要です。   | 家庭裁判所で各種書類をお取り寄せください。                                     |     |
| 2 | 相続手続依頼書   | 特定相続人の署名・実印の押捺をお願いいたします。   | 当庫窓口にてお受け取りください。遠方の方はご郵送いたします。                            |     |
| 3 | 相続人の印鑑登録証明書<br>(原則発行日から6ヶ月以内)   | 預金を相続する人の印鑑登録証明書が必要です。<br><br>海外に居住している方で印鑑登録証明書が発行されない方、または、発行できない方は、その居住している国の大使館、領事館で発行するサイン証明書が必要です。 | 現住所の市町村役場でお取り寄せください。<br><br>マイナンバーカードをお持ちの方はコンビニでも発行できます。 |     |
| 4 | <預金の場合><br>預金通帳・証書・キャッシュカード<br><貸金庫の場合><br>鍵・カード<br><カードローンの場合><br>ローンカード | 通帳・証書・カードなどをご用意ください。   |   |     |
|   |   | 別途解約届が必要です。<br>マル優・当座預金・カードローン・公共債・投資信託  |   |     |
| 5 | 相続人の実印、※取引印<br>本人確認書類   | 預金等の払出時は、実印が必要です。  | ※名義変更によりお取引を引き継がれる場合は、取引印の届出が必要となります。                     |     |

⑩家庭裁判所の審判分割による場合にご用意いただく書類です。

|   | 必要書類等   | 準備されるにあたっての注意事項  | 備考  | 確認欄 |
|---|---|--|---|-----|
| 1 | 審判書   | 審判書正本または、謄本が必要です。  | 家庭裁判所で各種書類をお取り寄せください。                                     |     |
| 2 | 審判確定証明書   | 審判確定証明書が必要です。  | 家庭裁判所で各種書類をお取り寄せください。                                     |     |
| 3 | 相続手続依頼書   | 特定相続人の署名・実印の押捺をお願いします。   | 当庫窓口にてお受け取りください。遠方の方はご郵送いたします。                            |     |
| 4 | 相続人の印鑑登録証明書<br>(原則発行日から6ヶ月以内)   | 預金を相続する人の印鑑登録証明書が必要です。<br><br>海外に居住している方で印鑑登録証明書が発行されない方、または、発行できない方は、その居住している国の大使館、領事館で発行するサイン証明書が必要です。 | 現住所の市町村役場でお取り寄せください。<br><br>マイナンバーカードをお持ちの方はコンビニでも発行できます。 |     |
| 5 | <預金の場合><br>預金通帳・証書・<br>キャッシュカード<br><貸金庫の場合><br>鍵・カード<br><カードローンの場合><br>ローンカード | 通帳・証書・カードなどをご用意ください。   |   |     |
|   |   | 別途解約届が必要です。<br>マル優・当座預金・カードローン・公共債・投資信託  |   |     |
| 6 | 相続人の実印、※取引印<br>本人確認書類   | 預金等の払出時は、実印が必要です。  | ※名義変更によりお取引を引き継がれる場合は、取引印の届出が必要となります。                     |     |